

コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達契約書（案）

- 1 調達対象 品目・形式・数量 コミュニケーション基盤に係るライセンス 一式
詳細は別紙1「品目表」及び「コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達 調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおり。
- 2 納入場所 埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所
- 3 使用期間 令和8年12月1日から令和10年11月30日までの24か月間
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(年度別内訳)
令和8年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和9年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
詳細は別紙2「支払内訳表」のとおり
- 5 納入期限 別紙1のとおり
- 6 契約保証金 金 ○○○, ○○○, ○○○ 円 100 分の 10 以上又は免除
(埼玉県財務規則第81条第2項第○号の規定により免除)

上記の調達について、発注者埼玉県と受注者 〇〇株式会社 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

一 (A) 書面による契約の場合（電子契約の場合は削除すること） 一

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

一 (B) 電子契約の場合（書面による契約の場合は削除すること） 一

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

【注】 (A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用すること。

令和8年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
発注者 埼玉県

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○ 印

住 所
受注者 〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

電子契約の場合、印は削除

別添

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、調達物件（以下「物件」という。）を契約書記載の使用期間（以下「使用期間」という。）中、甲に貸与し、甲に対し物件の適切な操作方法を指導するとともに、物件が常時正常な状態で稼働するよう環境の構築及び保守業務（以下「業務」という。）を行うものとする。
- 3 甲は使用期間中、その使用料を支払うものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(監督員)

- 第4条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

- 第5条 乙は、業務責任者を定め、「(様式1) 業務責任者選任(変更)届」をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務の調査等)

- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、納入期限内に納入することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関して、又は個人情報情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(納入及びその届出等)

第10条 乙は、物件を納入するときは、特に甲が指定した場合を除き、一括して納入しなければならない。

2 乙は、支払時期ごとに、別紙2記載の「支払対象となるライセンス使用期間」が開始する日までに、乙が納入し、各使用期間中に甲が使用した各ライセンスの品名・数量・使用期間・納入日等について、内容を明示した書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、法令により使用について行政庁の検査、検定、許可、届出等を要する物品については、その納入に際し、甲が行うべき当該行政庁への申請その他所要の手続きについて、甲に協力するものとする。

(検査)

第11条 甲は、前条第2項の通知を受けたときは、その日から10日以内に納入の完了を確認するための検査を行わなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を適用する。

(使用料の支払)

第12条 乙は、前条第1項の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続きに従って、別紙2「支払内訳表」に記載の支払時期以降に請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に使用料を支払わなければならない。

3 乙の責めに帰すべき理由により、物件を使用できない期間があった場合、甲は、その日数に契約金額の総額を使用期間の総日数で日割計算した額を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を契約金額の月額から控除して支払うものとする。

(納入遅滞の場合の違約金等)

第 13 条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に納入することができなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額の総額に年 3. 0 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年 3. 0 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第 14 条 甲は、納入された成果物の種類や数量に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、修正等の履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第 15 条 乙が、契約の内容に適合しない成果物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、成果物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 16 条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の総額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 8 9 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 6 条の 6 に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年 3. 0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による契約の解除）

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 納入期限内に成果物を納入しないとき又は納入する見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第 14 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反して使用料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (9) 乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (10) 納入期限内に成果物を納入することができないことが明らかであるとき

(11) 前各号に掲げる場合のほか、この契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

- 2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(乙の損害賠償義務等)

第19条 第17条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第17条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年3.0パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるとときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。
- 4 第17条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第20条 甲及び乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第22条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団

員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第 23 条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 24 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(危険負担)

第25条 使用開始前の物件に滅失又は毀損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

2 乙は、使用開始前において納入した物件の全部又は一部に不備があるときは、遅滞なく、他の適正な物件と交換又は、当該物件を修繕の上、甲に再度納入しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第26条 乙は、業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第27条 この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除するものとする。

2 前項の場合、甲は、この契約を解除しようとする会計年度の予算の議決日以降直ちに乙に通知するものとする。

(契約内容を遡及する特約条項)

第 28 条 本契約が契約の始期までに締結されない場合において、甲、乙双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。

(定めのない事項等)

第 29 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

別紙1 品目表

品名	数量	使用期間	納入期限	支払時期
AvePoint Cloud Governance for Microsoft 365(Per UserPer Month)	16,000	令和8年12月1日～令和9年11月30日	令和8年11月30日	令和8年12月
AvePoint Policies for Microsoft 365(Per UserPer Month)	16,000	令和8年12月1日～令和9年11月30日	令和8年11月30日	令和8年12月
AvePoint Insights for Microsoft 365(Per UserPer Month)	16,000	令和8年12月1日～令和9年11月30日	令和8年11月30日	令和8年12月
AvePoint Cloud Backup for Microsoft365(Per UserPer Month)	16,000	令和8年12月1日～令和9年11月30日	令和8年11月30日	令和8年12月
送る～る Pro for Outlook 年間サブスク15001-16000月額	-	令和8年12月1日～令和9年11月30日	令和8年11月30日	令和8年12月
AvePoint Cloud Governance for Microsoft 365(Per UserPer Month)	16,000	令和9年12月1日～令和10年11月30日	令和9年11月30日	令和9年12月
AvePoint Policies for Microsoft 365(Per UserPer Month)	16,000	令和9年12月1日～令和10年11月30日	令和9年11月30日	令和9年12月
AvePoint Insights for Microsoft 365(Per UserPer Month)	16,000	令和9年12月1日～令和10年11月30日	令和9年11月30日	令和9年12月
AvePoint Cloud Backup for Microsoft365(Per UserPer Month)	16,000	令和9年12月1日～令和10年11月30日	令和9年11月30日	令和9年12月
Enpower for Power Platform(Per UserPer Month)	450	令和9年12月1日～令和10年11月30日	令和9年11月30日	令和9年12月

別紙 2 支払内訳表

年度	支払対象となる ライセンス使用期間	支払時期	金額
令和 8 年度	令和 8 年 12 月 1 日～ 令和 9 年 11 月 30 日	12 月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和 9 年度	令和 9 年 12 月 1 日～ 令和 10 年 11 月 30 日	12 月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
総計		—	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(様式1) 第5条関係

業 務 責 任 者 選 任 (変 更) 届

年 月 日

埼玉県知事

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり業務責任者を選任(変更)したので報告します。

記

業務名		コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達
選 任	役 職 名	
	ふ り が な 氏 名	
	緊急時連絡先	
変更前	役 職 名	
	ふ り が な 氏 名	
	緊急時連絡先	